

長野市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年 6 月23日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	小林 義 直
同	小林 治 晴

措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・後期）（25 監査第 5065 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について 歩道の計画及び設計に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ) 景観整備と歩道の拡幅及び視覚障害者用誘導ブロックを設置した歩道改良工事において、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等の基準に適合しない事例があった。 同ガイドラインでは、障害者の移動の利便性及び安全性を確保するため、視覚障害者用誘導ブロックの色は黄色を基本とするが、周囲の路面の色彩が類似している場合は、輝度比を 2.0 程度確保し、容易に識別できるようにすることとされている。 今回、誘導ブロックの色と歩道舗装の色との輝度比を測定したところ、両側歩道は、いずれも輝度比 2.0 を下回る 1.12 と 1.05 となっており、識別しにくい値であった。 この輝度比については、既に平成 23 年度に会計検査院から、他都市の不適切な事例として公表されている。 今後は、同ガイドラインなど各種の基準に基づき、多様な歩行者に配慮した設計と整備に努められたい。 (道路課)</p> <p>2 積算及び提出書類について 竣工時のスクラップ（鉄くず）量の確認に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ～ 4 ページ) 市有施設の解体撤去工事において、有価売却されたスクラップの量を確認していない事例があった。 当該工事は、コンクリート塊や木くずなどの解体材の処分費とその運搬費が直接工事費の約半分を占めている。 また、工事費の積算に当たっては、有価売却が可能と見込めるスクラップの金額を差し引いて算出している。 受注者から提出された竣工書類を確認したところ、運搬されたスクラップの量が設計に比べて大幅に増加していたが、実際に有価売却されたスクラップの量は不明であった。</p>	<p>景観整備と歩道の拡幅及び視覚障害者用誘導ブロックを設置した歩道改良工事が「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に適合していない事例については、平成 26 年度工事で視覚障害者ブロックの両側に輝度比の確保が出来るよう異なった色の帯線（巾 5 cm～10 cm）を設置することで改善を図る。 今後は、同ガイドライン等の基準に則り設計を行うよう、周知徹底をした。 (道路課)</p> <p>有価物については、工事完了時に数量確認を行い、適正な工事費積算に反映するよう、平成 26 年 3 月 11 日、職員に周知徹底をすることで改善を図った。 (管財課・建築課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・後期）（25 監査第 5065 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>担当課においては、有価売却されたスクラップ量を確認し、適正な工事費の積算に反映するよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(管財課・建築課)</p> <p>3 積算について</p> <p>工事費の積算とその照査に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: center;">(報告書 4 ページ～ 5 ページ)</p> <p>工事費の積算において、以下のような誤った事例があった。</p> <p>(1) 公共建築工事共通費積算基準に基づく共通費の計算を誤っていた。</p> <p>ア 発生材処分費は共通仮設費及び現場管理費率計算の対象額から外すとされているが、対象額に含めていた。</p> <p>イ 発生処分材の運搬費・積込費は共通仮設費及び現場管理費計算の対象額となるが、対象額から外していた。</p> <p>ウ 処分費・リース料の金額と、その他・専門工事の金額に対する共通仮設費率及び現場管理費率はそれぞれ異なっているが、積算システムにおいてその額を逆に入力していた。</p> <p>エ 2,500 万円未満の昇降機設備工事においては、工事实績情報システムの登録費用を積上げにより加算するものとされているが、現場管理費に加算していなかった。</p> <p>オ 現場管理費に含まれる諸官公署手続き費用を、別途直接工事費に計上していた。</p> <p>(2) 設計図書の特記仕様書で配置することとした交通誘導員費用を、設計金額に計上していなかった。</p> <p>(3) 設計書の別紙明細書の金額を細目別内訳書に計上する際、部内基準（長野市公共建築工事積算に関する数値の取扱い）で定められた数値処理を誤っていた。</p> <p>国等の積算基準や要領等に基づき、工事費の積算を適正に行うとともに、チェック体制の強化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(建築課)</p>	<p>設計書の作成にあたっては、工事内容を十分理解し、公共建築工事共通費積算基準等に則り適正に積算をするよう、平成 26 年 3 月 11 日、職員に周知徹底をすると共に、チェック体制を強化することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(建築課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 随時監査（工事監査・後期）（25 監査第 5065 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>第 6 意見 コスト意識や利用者の利便性に配慮した設計について（報告書 5 ページ） これからの公共施設の建設のあり方について意見を申し上げる。</p> <p>長野駅東口バス待機場内トイレ・管理棟建築工事、及び同建設機械設備工事では、トイレの外壁の一部に御影石が使用されており、その面積当たりの施工単価は同トイレのタイル模様外壁の約 7 倍と高価なものであった。J R 長野駅周辺には御影石を使用している外壁や床面が随所があり、それらとの調和を考慮したことはある程度理解できるが、既設の公衆トイレと色、形状を異にしており、高価な材料を使用する必要があったのか疑問がある。</p> <p>また、近年急速に普及しているトイレ用擬音装置は設置されていなかった。現場監査の際に設置を要望したところ、設計変更をして女性トイレに設置されることになったが、快適性、利便性を求める利用者ニーズや節水効果の観点に加え、長野市の玄関口として、市外からの来訪者に対する観光戦略も意識して施設整備に取り組むことが重要と考える。</p> <p>これは一例であるが、公共施設の建設におけるコスト意識と利用者の利便性への配慮のあり方について、一考を願いたい。</p> <p>本年度公表された長野市公共施設白書においても、その量と質の見直しについて言及しているところである。現在、各種のプロジェクト事業が進捗している状況の中、公共施設の建設に当たっては、費用対効果はもとより、将来の維持管理費を考慮するとともに、真に必要な機能の充実を図り、利用者の満足度を向上する施設整備に努められることを望む。</p>	<p>平成 26 年 5 月 28 日付、総務部長名通知により、関係部局長・所属長に対し、コスト意識や利用者の利便性等に配慮した公共施設整備に努めるよう、改めて注意喚起を図った。</p> <p>(庶務課)</p>